

周南市徳山中央浄化センター再構築事業 募集要項等に関する質問回答（参加資格に関する内容）の補足説明（その2）（令和5年1月27日公表）

No.	資料	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	補足説明	
3	募集要項	用語の定義	1					別紙1では、維持管理企業は全てSPCに出資する形にみえます。その場合、本事業における協力企業とは具体的にどのような企業が想定されますでしょうか。	協力企業は、維持管理業務を担うSPCから直接に業務の委託・請負をするが、SPCには出資しない企業です。別紙1の図を修正します。	協力企業は、応募者を構成する企業として別紙1の図に記載していますが、基本協定の相手方は代表企業及び構成企業であるため、基本協定書において、協力企業の記載は不要です。	
15	募集要項	参加資格要件	8	第4	1	(3)		「応募者は、構成企業の中から代表企業を定め」とありますが、代表企業の監理技術者は、「設計・建設期間」の最初から専任での配置を求められるでしょうか。	代表企業の担当業務は応募者の任意としており、代表企業は必ずしも建設企業でなくても構いません。建設業務の各業種の監理技術者については、「設計・建設期間」の最初から専任での配置をお願いします。	要求水準書（案）に関する質問回答No.119において、「機械と電気の監理技術者で専任の必要性があるのは、現地工事期間のみ」としている一方で、建設業務の監理技術者に最初から専任配置を求めている理由は、少なくとも1名は、DBO事業者の連絡調整・取りまとめ役として、設計・建設業務の打ち合わせに出席していただくことを想定しているからです。 <u>※DBO事業者の連絡調整・取りまとめ役として配置する監理技術者は、現地工事がない期間における非専任を可とします。</u>	
17	募集要項	応募者の構成	8	第4	1	(4)		「ただし、再委託企業は、参加表明書の提出時点で特定している必要はなく、参加表明書の提出後も市の承諾を得た場合は追加及び変更が可能である」との記載がありますが、提示されている様式では再委託企業を記載する欄がないため、参加表明書の提出後に追加・変更が発生することはないかと思えます。ただし書きで記載されている参加表明書の提出後に追加・変更が可能とは何を指しているのかご教示下さい。	再委託企業が参加表明書時点で決まっている場合は、様式8「応募者グループ構成企業・協力企業一覧」に再委託企業として参画する企業も記載可能とし、様式を修正します。なお、様式8に記載の再委託企業は、参加表明書の提出後に追加・変更が可能です。	様式8（応募者構成企業・協力企業・再委託企業一覧）に記載の再委託企業が提出する書類はありません。なお、協力企業については、様式7による委任状の提出が必要です。	
74	募集要項	応募手続き等	16	第5	8	(1)	④⑤	「営業経歴書」は経営事項審査時に使用した「工事経歴書」で良いでしょうか。また、直近3か年の貸借対照表及び損益計算書以外にも提出する資料はありますでしょうか。	ご理解のとおりです。各事業年度において受注した実績を確認できる工事経歴書で構いません。	工事経歴書を営業経歴書として使用する場合は、直近3か年分を提出してください。	
89	要求水準書(案)	現場代理人	29	3章	3	3	2	3)	「現場代理人を1名配置すること」とありますが、現場代理人は専任の必要はないという理解でよろしいでしょうか。（参加資格に関する質問のため、12/28までにご回答いただきたくお願いします。）	現場代理人は、契約約款により現場常駐（専任）が義務づけられますが、「工事現場が不稼働であることが明確である期間」は現場常駐を要しません。	監理技術者等が現場代理人を兼ねる場合、「工事現場が不稼働であることが明確である期間」においては、専任を要しません。